

令和6年2月定例会

厚生委員会資料
(子ども未来部)

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（<u>法第13条第3項第3号</u>に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ およびウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第28条および第29条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、<u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向</u>、母子およびその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第31条および第32条 (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体および公共職業安定所ならびに必要な応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、女性相談支援センター</u>その他の関係機関と密接に連携し、母子の保護および生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第4章 保育所</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（<u>法第13条第3項第2号</u>に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ およびウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第28条および第29条 (略)</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子およびその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第31条および第32条 (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体および公共職業安定所ならびに必要な応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>その他の関係機関と密接に連携し、母子の保護および生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第4章 保育所</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市民交流プラザ条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (施設)</p> <p>第2条 プラザの施設は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 子育て交流室</u> (7) (略) (事業)</p> <p>第3条 プラザにおいて行う事業は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 子育て等に関する相談に応ずること。 (7) <u>子育て交流室</u>を使用する者の子育ての支援を行うこと。 (8)および(9) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (施設)</p> <p>第2条 プラザの施設は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 子ども未来センター</u> (7) (略) (事業)</p> <p>第3条 プラザにおいて行う事業は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 子育て、<u>家庭等</u>に関する相談に応ずること。 (7) <u>子ども未来センター</u>を使用する者の子育ての支援を行うこと。 (8)および(9) (略)</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市小児慢性特定疾病審査会条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第7条 (略) (庶務)	第1条～第7条 (略) (庶務)
第8条 審査会の庶務は、 <u>子ども家庭センター子ども健康課</u> において処理する。	第8条 審査会の庶務は、 <u>子ども未来部子ども健康課</u> において処理する。
第9条 (略)	第9条 (略)

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第24条～第34条 (略)</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p> <p>第24条～第34条 (略)</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p>

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項および第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準

第37条～第52条 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合は、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項および第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準

第37条～第52条 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合は、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情

<p>報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第54条 (略)</p>	<p>報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第54条 (略)</p>
---	---

令和6年度子ども未来部の組織について

児童福祉法の改正（令和6年4月1日施行）により設置が努力義務となった「こども家庭センター」を設置するとともに、国・県の少子化対策拡充への対応や窓口一元化を図るため、子ども未来部の組織改正を行うもの。

1 子ども家庭センターについて

子育て世代包括支援センター（子ども健康課）と子ども家庭総合支援拠点（子ども未来センター）を一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉部門の連携・協働を一層深めるとともに、児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援など相談支援体制の強化を目的として、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ切れ目なく支援を行う【子ども家庭センター】を設置する。

(1) 運営体制

子ども家庭センターを部の所属機関として新設し、所長の下、【子ども健康課】と子ども未来センターを改称した【子育て相談支援課】の2課体制とする。

(2) 設置場所

妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を協働して行うため、子育て相談支援課の相談機能を保健所内に設置して、子ども健康課との一体的なマネジメント体制を構築する。

2 業務執行の円滑化、体制強化に向けた組織再編

国・県の少子化対策の拡充を見据えた事務事業の円滑な推進体制の整備と合わせ、幼児教育・保育の窓口一元化、施設マネジメント体制の適正化等を図るため、以下のとおり本庁所在の3課室を再編する。

ア 【子ども福祉課】を新設して、子ども総務課から児童手当や福祉医療等に関する業務、子ども育成課から放課後児童等に関する業務を移管するほか、児童館を子ども福祉課の所属とする。

イ 幼児教育・保育分野を【子ども育成課】に一元化する（指導監査を除く）。

ウ 施設指導室が所管する教育・保育施設等の指導監査業務を【子ども総務課】に移管し、同室を廃止する。

【改正案】

【現行】

